

## 集合住宅（長屋及び下宿を除く。）に関する取扱い指針

（趣旨）

第1 この指針は、市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例（平成13年市川市条例第35号、以下「条例」という。）第29条の規定に基づき、集合住宅の管理等に関する基準を定めるものとする。

（基準）

第2 事業者は共同住宅又は寄宿舍を建築しようとするときは、次に掲げる基準を遵守するものとする。

- （1） 当該建築物の玄関ホール等の見やすい場所に管理責任者の氏名、連絡先等を表示した表示板（様式1号）を掲示すること。
- （2） 計画戸数が30戸以上の共同住宅又は寄宿舍については、管理人が常駐することができる管理人室を設置すること。管理人室は、管理人の常駐が可能な広さを確保するとともに、机、椅子及び電話等必要な設備を設置すること。
- （3） 共同住宅又は寄宿舍の管理については、入居者に対し、ごみ出し、路上駐車及び騒音等の適正な管理のための措置を講じ、これらに対し、近隣住民等より苦情等が発生した場合は速やかに対処をすること。
- （4） 計画戸数が30戸未満の共同住宅又は寄宿舍については、入居者等から自治会等との連絡を行なう代表者を置くことができるように努めること。
- （5） 共同住宅の住戸の専有部分の床面積は、18平方メートル以上とすること
- （6） 共同住宅の居室の天井高は、2.3メートル以上とすること。

様式1号

40cm以上

管 理 者 連 絡 先	
建 築 物 の 名 称	
建 築 物 の 所 在 地	
管 理 責 任 者 の 連 絡 先 住 所 ・ 氏 名	電 話 番 号

30cm  
以上

※ 材質は風雨に耐えうるものとする。